

第3号様式(第12条、第23条、第32条関係)(表面)

人物に関する証明書			
本籍地 (都道府県名)		勤務先及び現職名	
現住所		氏名 (旧姓) (通称名)	年 月 日生
項目	事項	所見(教育職員としての適格性について)	
性格			
指導力			
研究心			
責任感			
信望			
<p style="text-align: center;">上記のとおり証明する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>所属長</p> <p>所轄庁 又は理事長</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>印</p> <p>印</p> </div> </div>			

備考 旧姓及び通称名の記入は、任意とする。

(裏面)

項目	事項
性格	明朗、公正、寛容、真実性、企画性、協調性等について
指導力	教科指導及び生活指導の力量及び識見等について
研究心	研究意欲の有無及び研究態度について
責任感	責任感の有無及び強弱について
信望	生徒、保護者、社会一般、同僚、所属長などから見た信望の程度について

記載上の注意

- 1 この証明書は事項欄及び所見欄を所属長が記載し、秘扱いとして提出のこと。
- 2 所属長の証明は現職の職員にあつてはその学校(園)の校長(園長)が行い、現職でない者の証明は出身学校長その他授与権者が適当と認める者の証明を受けること。
- 3 所轄庁の証明については、公立の場合はその学校を所轄する教育委員会が、国立の場合は大学長が行う。